

認可外保育施設の施設等利用費の支給基準について

1.認可外保育施設の施設等利用費の支給基準について

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化による給付（施設等利用費）の支給対象となる認可外保育施設は、内閣府令で定める基準（＝児童福祉法による指導監督基準と同様の内容）を満たした施設に限られます。

類型	施設等利用費の支給対象となるために満たすべき基準
1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設	内閣府令で定める基準 ・保育従事者の数・資格 ・保育室等の構造 ・非常災害に対する措置 ・保育の内容 ・給食 ・健康管理及び安全管理
1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設・ベビーシッター	

すべての施設が内閣府令で定める基準を満たす必要があります。各認可外保育施設におかれましては、引き続き指導監督基準への充足に努めていただきますようお願いします。

2.認可外保育施設指導監督基準の適合状況の確認方法

吹田市では認可外保育施設の指導監督所管部局による年1回の立入調査の結果に基づき確認します。立入調査の結果、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「適合証」といいます。）が交付されていれば、基準を充足していることになります。一方、立入調査による指摘事項があり、一定期間改善が確認できなかった場合、施設等利用費の支給対象外となります。

なお、新規施設については、最初に行われる立入調査までは基準への充足状況が未確定ですが、事前に、認可外保育施設の設置者から条例基準（認可外保育施設の指導監督基準と同様の内容）を満たす見込みの申出書（以下「申出書」といいます。）により基準充足が確認できる場合は、特定子ども・子育て支援施設等の「確認」日から条例で定める基準を充足している施設とみなし、支給対象として取り扱いま
す。申出書は、原則として設置届・確認申請書の提出日の10日以内に提出してください。

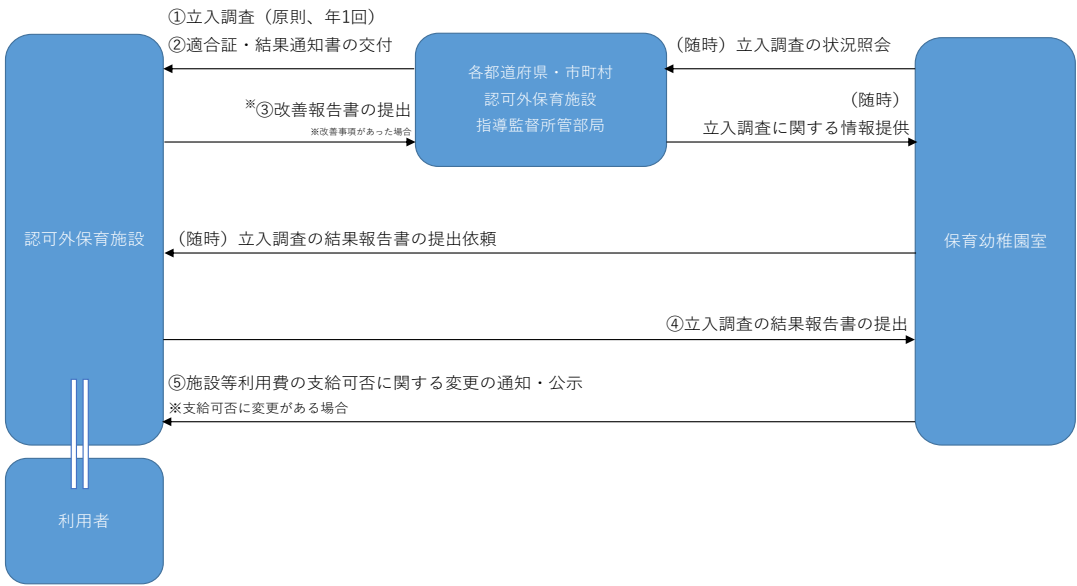
■立入調査の結果による施設等利用費の支給可否

立入調査の結果	施設等利用費の支給可否
適合証の交付を受けていた施設が、立入調査の結果、改善事項がなく引き続き交付を受けた場合	引き続き施設等利用費の支給対象となります。
適合証の交付を受けていた施設が、立入調査の結果、改善事項があり適合証の返還を行った場合	施設等利用費の支給対象外となります。
<新規施設> 立入調査の結果、適合証の交付を受けた場合	【事前に申出書を提出している】 確認日以降、施設等利用費の支給対象となります。
	【申出書を提出していない】 適合証が交付された日以降、施設等利用費の支給対象となります。
<新規施設> 立入調査の結果、改善事項があった場合	【事前に申出書を提出している】 「確認」日以降、施設等利用費の支給対象となりますが、立入調査結果通知が交付され、一定期間改善が確認できなかった場合、施設等利用費の支給対象外となります。
	【申出書を提出していない】 「確認」日以降、施設等利用費の支給対象外となります。

2.認可外保育施設からの報告書の提出について

立入調査の結果が出ましたら、その結果について、原則10日以内に、別紙「認可外保育施設に係る立入調査の結果報告について」によりご報告をいただきますようお願いいたします。また、必要に応じ、保育幼稚園室から各施設及び各認可外保育施設指導監督所管部局へ立入調査の状況を照会しますので、ご了承ください。

認可外保育施設の施設等利用費の支給可否の把握について（事務フロー）



※施設等利用費の支給可否に変更がある場合、原則として、保育幼稚園室から各利用者へ個別には通知しませんので、施設から周知してください。

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市 児童部保育幼稚園室 経理グループ 利用費担当
電話：06-6384-1592（直通）
メール：hoiku_keiriseibi@city.suita.osaka.jp

認可外保育施設の指導監督基準を満たす見込みの申出書

吹田市長 宛

届 出 者 所 在 地 _____

名 称 _____

(代表者) 氏 名 _____

本施設については、児童福祉法第59条に定める立入調査を受けていませんが、認可外保育施設指導監督基準を十分に理解・遵守しており、すべての基準を満たす見込みであるため下記のとおり申出します。

1. 施設に関する事項

施設の種類	☐ 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設以外 ☐ 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設 ☐ 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設 ☐ 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設 ☐ 複数の保育に従事する者を雇用している施設（法人ベビーシッターなど） ☐ 上記以外の施設（個人ベビーシッターなど）		
名 称			
所 在 地	〒 -		
	TEL :		メールアドレス :

2. 指導監督基準を満たす見込みの状況

児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った日	令和 年 月 日		
事業開始（予定）年月日	令和 年 月 日		
立入調査の実施予定日	☐ 確定（令和 年 月 日） ☐ 未定		
指導監督基準を満たす見込みの状況（いずれかにチェックしてください）	適合	不適合	指導基準
	☐	☐	保育に従事する者の数
	☐	☐	保育に従事する者の有資格者の数
	☐	☐	保育室等の構造・設備・面積
	☐	☐	非常災害に対する措置
	☐	☐	保育の内容等
	☐	☐	給食
	☐	☐	健康管理及び安全管理
☐	☐	その他（利用者への情報提供・備える帳簿）	

※不適合となる見込みの項目が1つでもある場合、吹田市での施設等利用費は支給対象外となります。
※指導基準の詳細な内容については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）を御確認下さい。

(添付書類)

児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外保育施設設置届の写し

認可外保育施設に係る立入調査の結果報告書

吹田市長 宛

届 出 者 所 在 地 _____

名 称 _____

(代表者) 氏 名 _____

認可外保育施設に係る立入調査の結果について、下記のとおり報告します。

1. 施設に関する事項

施 設 の 種 類	☐ 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設以外 ☐ 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設 ☐ 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設 ☐ 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設 ☐ 複数の保育に従事する者を雇用している施設（法人ベビーシッターなど） ☐ 上記以外の施設（個人ベビーシッターなど）		
名 称			
所 在 地	〒 -		
	TEL :		メールアドレス :

2. 立入調査の結果（直近のもの）

立入調査の実施年月日	令和 年 月 日			
立入調査結果通知年月日	令和 年 月 日			
認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書の交付の有無	☐ 有 →	証明書の交付年月日	令和 年 月 日	
	☐ 無 → 指摘事項の内容を記入してください。			
指 摘 事 項 内 容	文書指導	口頭指導	指 摘 事 項	具 体 的 な 内 容
	☐	☐	保育に従事する者の数	
	☐	☐	保育に従事する者の有資格者の数	
	☐	☐	保育室等の構造・設備・面積	
	☐	☐	非常災害に対する措置	
	☐	☐	保育の内容等	
	☐	☐	給食	
	☐	☐	健康管理及び安全管理	
☐	☐	その他		
改善報告状況	☐ 提出済み ☐ 未提出 （理由： _____）			

(添付書類)

- 1 立入調査の結果通知書の写し
- 2 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し